

企業会計審議会 24 回内部統制部会（12 月 8 日）
事務局提出資料に関するコメント

2022 年 12 月 8 日
部会委員 佐々木啓吾

所用により第 24 回内部統制部会を欠席させていただきますので、事務局資料について以下の通りコメント致します。

【総論】

- 経済社会の構造変化等をふまえ、内部統制制度につき検証を行うとの本部会の趣旨は理解できます。ただし、多くの企業では実務は円滑に遂行されており、現行制度に特段問題意識はなく、変更の必要性をさほど感じておりません。制度の見直しは真に必要なものに限定すべきであり、改正により期待される効果と実務負荷のバランスへの十分な配慮が不可欠と考えます。
- また、「実効性」確保のみならず、「効率性」の追求も重要だと考えます。

1. 【各論】

(1) 前文

<前文 ニ>(2)>①, P4>

- ✓ なお、上記の「売上高等の概ね 2/3」や「売上、売掛金及び棚卸資産の 3 勘定」について、それらを機械的に適用せず、評価範囲の選定に当たって財務報告に対する影響の重要性を適切に勘案することを促すよう、基準及び実施基準における段階的な削除を含む取扱いに関して、今後、当審議会での検討を行うこととしている。
- 数値基準や三勘定の例示があることで現行の実務が安定的・標準的に運用されているメリットは極めて大きいと考えます。
- また、現行基準においても経営者は「金額的及び質的影響の重要性の観点から評価の範囲を検討する」とされており、金額的影響のみならず質的影響も考慮しています。
- これらの例示は（段階的な削除も含め）撤廃すべきではないと考えております。

(2) 基準

<基準 I>1, P1>

- 改定案では「財務報告の信頼性」から「報告の信頼性」へ変更されています。「報告」の範囲が広く解釈されすぎること、企業側の実務負担が過度に高くなならないよう留意が必要です。そもそも非財務情報の開示基準が整備中の現況において、中長期的な課題として前文に記載されている非財務情報の取扱いについては、慎重な検討が必要かと思えます。

<基準 II>4>(4)>①(イ、ロ、ハ), P5>

- 内部統制報告書の記載事項の追加について、「記載することが適切である」との表現から、強制記載項目ではないと理解しましたが、実情に応じた柔軟性が必要です。「必要に応じて、記載することが適切である」とするのはいかがでしょうか。

(3) 実施基準

<実施基準 I>2>(5)>③, P4>

取締役会/監査役会への報告に関する「必要に応じて」から「あわせて」への文言改正案については、監査役、取締役会、経営者への報告方法はそれぞれの役割や位置づけを考慮して行うべきであり、毎回一律に同様の報告を行う必要はないと考えます。

<実施基準 I>2>(6)>②>イ, P6>

- 改訂案では「有効性及び効率性：情報が業務に対して効果的、効率的に提供されていること」の項目が削除されています。有効性や効率性を犠牲にして、かなりのコストをかけても IT の統制目標を達成すべきという誤解を与える可能性があることから、工夫が必要と考えます。

<実施基準 II>2>(2)>, P2, 3>

- ✓ 評価範囲外の事業拠点又は業務プロセスにおいて開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該事業拠点又は業務プロセスについては、少なくとも当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切である。
- 開示すべき重要な不備であった場合、急遽すべての対象項目について一定期間内に評価する必要があるということであれば、実務的には相当困難と考え

ます。よって、重要な不備があった場合、評価範囲の対象に含めるまでの期間について、企業側が実践可能な期間に設定すべきです。

<実施基準 II>2>(2)>①>注2 , P4>

- ✓ 全社的な内部統制のうち、良好でない項目がある場合には、それに関連する事業拠点を評価範囲に含める必要がある。
- 「評価範囲に含める」までの時間軸について、実務上、企業が実践可能な期間に設定すべきです。

<実施基準 II>2>(2)>②>ロ>a , P7>

- ✓ 複雑又は不安定な権限や職責及び指揮・命令の系統（例えば、海外に所在する事業拠点、企業結合直後の事業拠点、中核的事業でない事業を手掛ける独立性の高い事業拠点）の下での事業又は業務を行っている場合には、(中略)、追加的に評価対象に含めることを検討する。
- 上記例示の追加により、海外拠点や企業結合直後の事業拠点等について、規模の大小にかかわらず全て業務プロセスの評価まで行う必要があるとも読めます。評価対象の拡大解釈に伴い企業側/監査側双方の対応業務が増えることが予想され、過度な追加負担を懸念する企業が、M&A や海外進出等に消極的になる事を懸念します。よって、上記はあくまで例示に過ぎず、実情を踏まえた柔軟な対応が許容される事を確認させてください。

<実施基準 III>3>(2)>③, P2>

- ✓ 監査人は、経営者による内部統制の評価範囲の決定前後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠等について、必要に応じて、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も活用しながら、経営者と協議を行っておくことが適切である。
- 改訂案では、評価範囲について「決定前後」に監査人と協議することが適切とされましたが、計画段階における企業側の対応工数増加を懸念しております。企業側/監査人側の過度な実務負荷増加に繋がらないように、表現を工夫する必要があると思います。

【以 上】